

第3次 青森県循環型社会形成推進計画

～ 県民一丸となった3Rの推進 ～

循環型社会

3R

リデュース
Reduce

廃棄物の発生抑制

リユース
Reuse

再使用

リサイクル
Recycle

再生利用

平成28年3月

青森県



趣 旨

策定の趣旨

本県の地域性を生かした循環型社会^{*}の形成を目指し、廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的に推進するため、引き続き循環型社会の実現に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるための「第3次青森県循環型社会形成推進計画」を策定するものです。

※循環型社会とは…製品等が廃棄物等となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合に適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。(循環型社会形成推進基本法)

計画の性格と位置付け

本計画は、廃棄物処理法による「廃棄物処理計画」であるとともに、循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会の形成に関する施策を定めるものです。

また、県行政運営の基本方針である「青森県基本計画未来を変える挑戦」や環境分野の基本計画である「青森県環境計画」を上位計画としています。



期 間

平成28年度から平成32年度までの5か年

進行管理

一般廃棄物や産業廃棄物の毎年度の排出量や処分量の把握に努め、目標の達成状況や各種施策の取組状況について点検し、公表します。

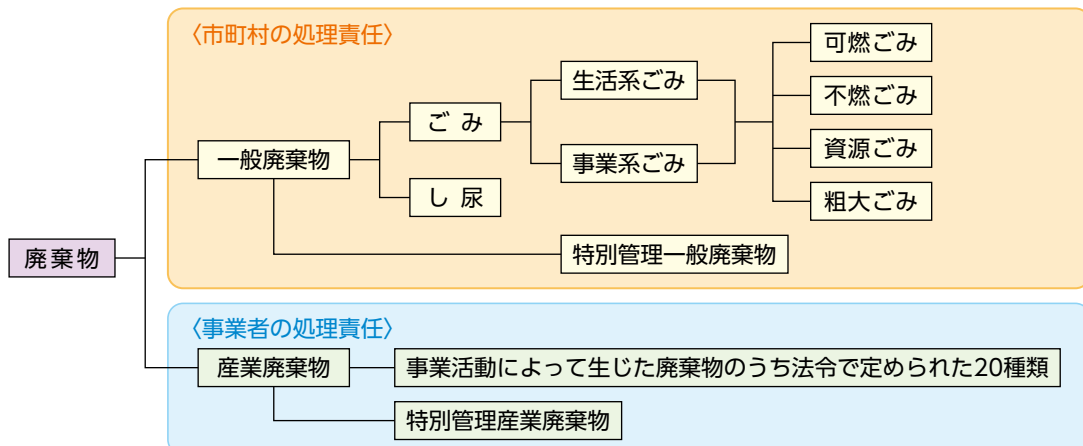
また、「青森県循環型社会形成推進委員会」において、施策の取組状況や課題等について検討します。

廃棄物の区分

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。

一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物を指し、主に家庭から発生する生活系ごみとオフィスや飲食店などから発生する事業系ごみのほか、し尿があります。一方で、産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類のものをいいます。

なお、県全体の排出量で見ると、一般廃棄物のごみのうち、生活系ごみが約3分の2、事業系ごみが約3分の1を占め、家庭から排出されるごみの割合が多くなっています。



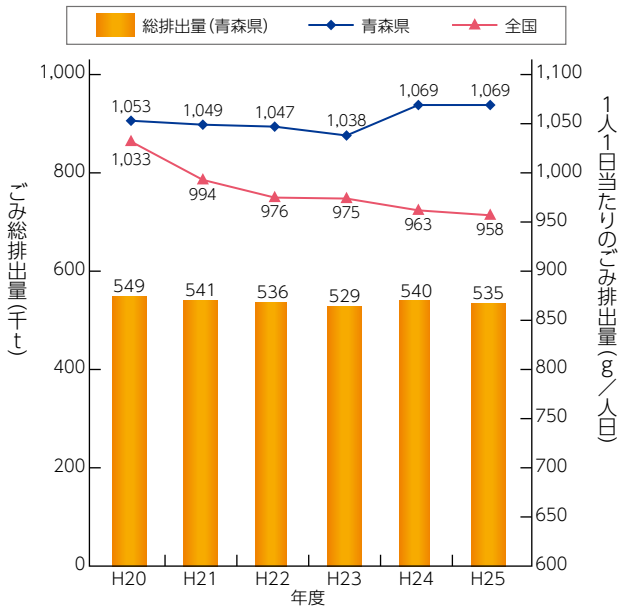


一般廃棄物の現状と課題

本県におけるごみ総排出量は、平成25年度では53万4,819tとなっています。

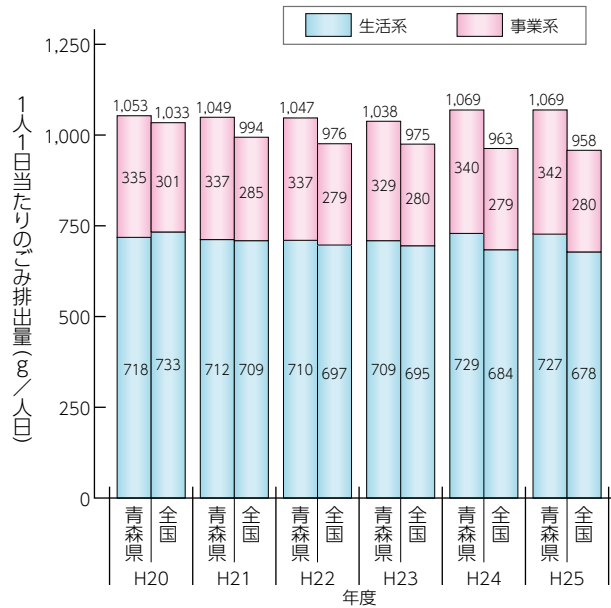
また、県民1人1日当たりのごみ排出量は、平成25年度では1,069gで、全国値よりも111g多く、全国で2番目に多い状況にあります。

図1 排出量の推移



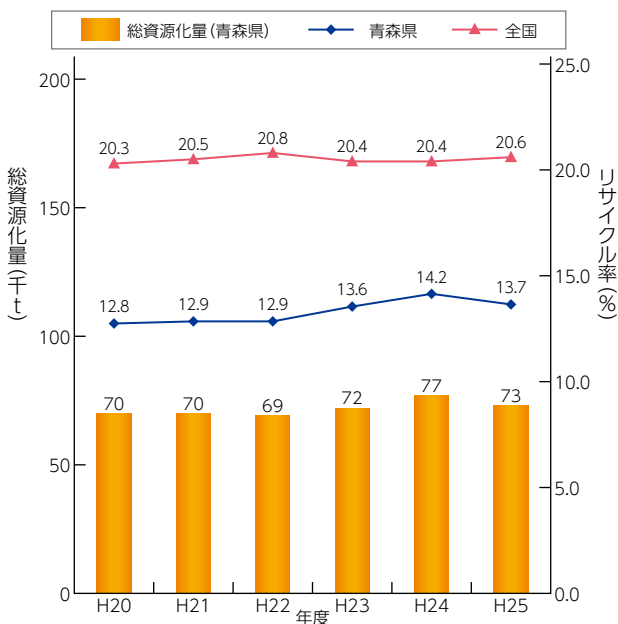
1人1日当たりのごみ排出量が全国値より多くなっているのは、生活系ごみ、事業系ごみの排出量がいずれも全国値を大きく上回っているためであり、生活系ごみ、事業系ごみともに排出を抑制することが必要です。

図2 1人1日当たりの生活系ごみと事業系ごみの比較



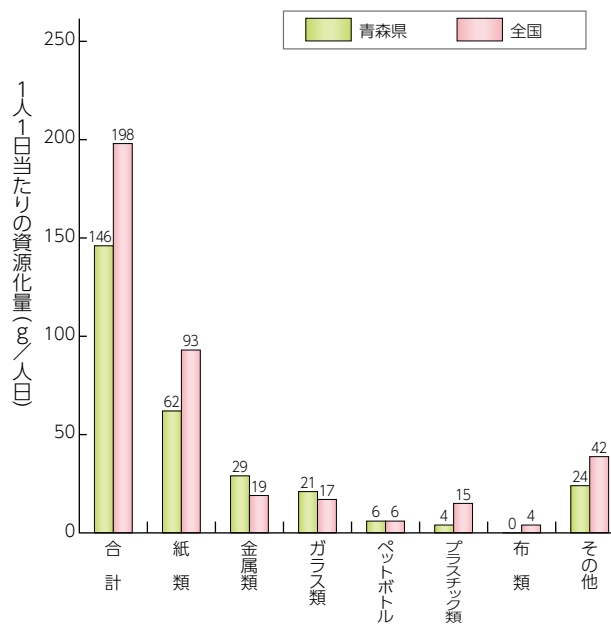
本県におけるごみの総資源化量は、平成25年度では7万3,270tとなっています。リサイクル率について全国値と比較すると、本県の13.7%は全国値の20.6%より6.9ポイント低く、全国で4番目に低い状況にあります。

図3 資源化量の推移



本県のリサイクル率が全国値より低くなっているのは、紙類の資源化量が全国値の約7割にとどまっていることが主な要因と考えられるため、紙類のリサイクル率を向上させることが必要です。

図4 1人1日当たりの資源化量の種類ごとの比較(平成25年度実績)

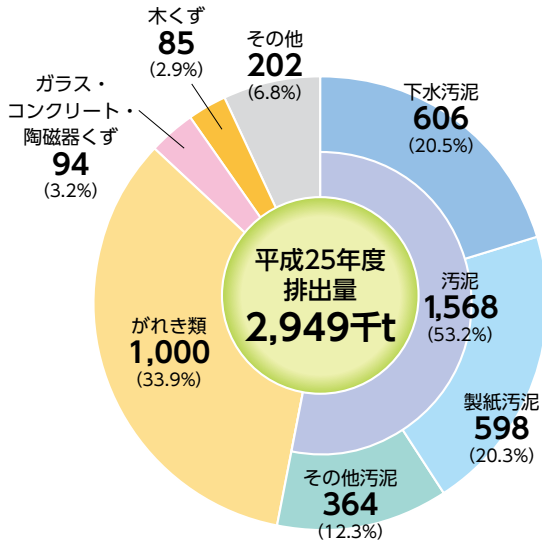




産業廃棄物の現状と課題

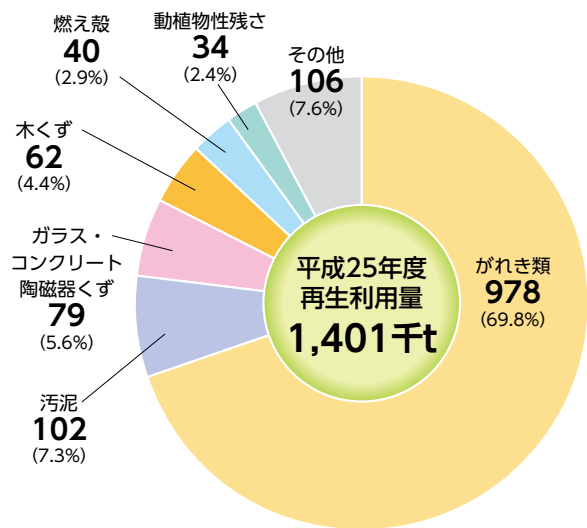
本県の平成25年度の産業廃棄物の排出量は294万9千トンで、種類別には、汚泥（製造業が主）が最も多く、次いで、がれき類（建設業が主）となっており、これら2種類で排出量全体の約87%を占めています。

図5 種類別の排出量



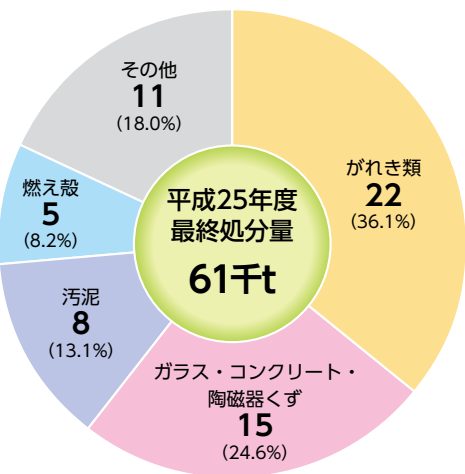
本県の平成25年度の産業廃棄物の再生利用量は140万1千トンで、がれき類が97万8千トンで最も多く、汚泥が10万2千トン、以下、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが7万9千トン、木くずが6万2千トン、燃え殻が4万トン、動植物性残さが3万4千トンなどとなっています。

図6 種類別の再生利用量



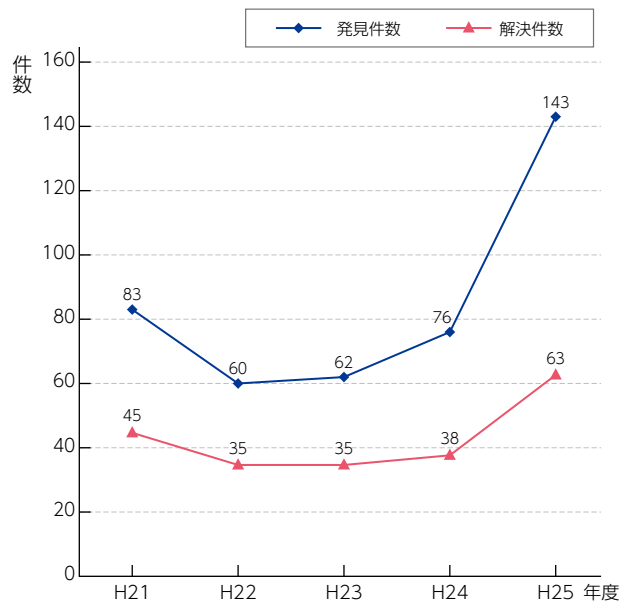
本県の平成25年度の産業廃棄物の最終処分量は6万1千トンで、がれき類が2万2千トン、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが1万5千トン、汚泥が8千トン、燃え殻が5千トンなどとなっています。

図7 種類別の最終処分量



本県の平成25年度の産業廃棄物の不法投棄等の総発見件数は143件、うち同年度中の解決件数は63件となっています。

図8 不法投棄等の総発見件数等





循環型社会形成のための目標

1 一般廃棄物処理の目標

区 分		現 状 値				目 標 値	
		平成25年度	平成32年度	25年度比の削減量・増加量		25年度比の削減割合	
1人1日当たりの排出量	g/人日	1,069	980	(削減量)	89	—	
(排出量)	t/年	534,819	443,000	(削減量)	91,819	約17.2%	
リサイクル率	%	13.7	25	(増加)	11.3ポイント	—	
(1人1日当たりの資源化量)	g/人日	146	245	(増加量)	99	—	
(資源化量)	t/年	73,270	110,000	(増加量)	36,730	—	
1人1日当たりの最終処分量	g/人日	167	109	(削減量)	58	—	
(最終処分量)	t/年	83,378	49,000	(削減量)	34,378	約41.2%	

2 産業廃棄物処理の目標

区 分	年 度	排出量 (a)	再生利用量 (b)	再生利用率 (b/a%)	減量化量 (c)	減量化率 (c/a%)	その他量	最終処分量 (d)	最終処分率 (d/a%)
実績値	25年度	2,949	1,401	47.5	1,486	50.4	1	61	2.1
目標値	32年度	3,069	1,469	47.9	1,537	50.1	2	61	2.0



目指す循環型社会のイメージ

1 「もったいない」の考え方に即したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

「もったいない」の考え方に即した行動が県民や事業者に広く浸透し、一人ひとりが意識しなくても当たり前のように行うことにより、ごみの減量やリサイクルが促進されていきます。

2 地域の特性に応じた地域循環圏の構築

地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていく「地域循環圏」が、廃棄物の適正処理を前提に幾重にも構築され、地域間の連携が図られます。

3 環境に配慮した事業活動とリサイクル製品の普及拡大

事業者は、環境に配慮した事業活動とリサイクル製品の普及拡大を図ることにより、自らの持続的発展に不可欠な社会的責任を果たします。また、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、廃棄物等の適正利用及び処分への取組が推進されていきます。

4 自然との共生と適正な物質循環の確保

自然界から取り出す天然資源の使用と自然界への廃棄物の排出を抑制するなど環境への負荷の低減に配慮するとともに、自然界での再生が不可能な資源の使用を抑制するなど、自然との共生と適正な物質循環の確保を図ります。



計画推進の基本方向

循環型社会の形成を推進していくためには、廃棄物の発生抑制（リデュース）、廃棄物となったものについては再使用（リユース）及び再生利用（マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル（リサイクル））の3Rを促進し、循環的利用ができないものは適正な処分をすることが施策や各主体の取組の基本となります。

県は県内全体を対象とする広域的な視点から、また、市町村は地域の特性を踏まえ、地域に密着した取組をすることを基本とし、それぞれの立場に応じた各主体間のコーディネーター及び主体として、その役割を果たしていく必要があります。

また、循環型社会づくりの担い手である県民、事業者、NPO等の民間団体の各主体も、それぞれの役割の下、県民総参加で主体的に循環型社会形成のための目標実現を目指して取り組んでいくことが必要です。

県の取組

1 一般廃棄物の3Rの推進



(1) 県民への普及啓発

ごみはすべての県民が排出者になることから、ごみの減量化やリサイクルなど3Rの推進は、県民総参加の全県の運動として取り組む必要があります。

このため、引き続き「もったいない・あおもり県民運動」を展開し、本県の1人1日当たりのごみ排出量やリサイクル率が全国下位に低迷している現状などを広く県民に周知するとともに、3Rの具体的な取組方法等の普及啓発を行い、県民総参加で3Rに取り組む気運を醸成します。

(2) ごみ減量等に取り組む機会づくり

「レジ袋無料配布中止（有料化）」の参加事業者の拡大を図るとともに、県民、事業者、学校、団体それぞれが環境配慮行動に取り組み、相互に連携・協力しながら地域全体のエコにつなげていく「あおもりエコの環スマイルプロジェクト」の普及拡大を図り、環境に配慮した取組を積極的に行っている「あおもりECOにごオフィス」、「あおもりECOにごショップ」の取組を県民や事業者へ広く紹介します。

(3) 市町村との連携による3Rの推進

ごみの発生抑制に有効とされるごみ処理の有料化といった経済的手法の活用や紙ごみのリサイクルを一層推進するための焼却施設への搬入規制の導入など、市町村に対して追加施策の導入を働きかけながら、市町村の実情に応じたごみ処理の「最適化」を促進するとともに、3Rの推進について住民の理解が深まるよう、市町村におけるごみ処理経費等の「見える化」を推進します。

(4) ごみ減量やリサイクル率向上に向けた取組の重点化

生活系ごみの対策として、家庭から出る生ごみの水切りの徹底や食品ロスの削減、衣類のリユース・リサイクルなど、発生抑制（リデュース）のための取組を推進します。

リサイクル率向上に向けて、市町村と連携し、雑紙（その他紙）の資源回収を強化し、併せて、家庭や事業所からの古紙を常時受け入れている古紙リサイクルセンターやスーパーなど民間事業者が実施している店頭回収等の利用を促進します。

また、現在可燃ごみとして焼却処理されている食品廃棄物について、本県の地域特性に合ったリサイクルの手法を検討します。

(5) 事業系ごみの発生抑制とリサイクルの促進

事業所から排出される古紙を効率的に回収する「オフィス町内会」や古紙リサイクルセンターの利用促進を図ります。

2 産業廃棄物の3Rの推進



3 リサイクル関連産業の振興

(1) リサイクル製品の開発・使用の推進によるリサイクル産業の育成

青森県リサイクル製品認定制度を運用し、県の行う工事等において、認定リサイクル製品の優先的な使用に努めるほか、認定リサイクル製品に関する情報提供などにより、リサイクル産業の育成に取り組めます。



- (2) バイオマスの事業化に向けた研究・検討、産業利用の推進
- (3) バイオマスの積極的な活用によるリサイクル関連産業の創出・拡大

4 環境公共の推進

「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、地域住民自らが地場の資源・技術・人財を最大限に活用しながら、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付けて推進していきます。

5 廃棄物の適正処理の推進

- (1) 一般廃棄物の適正処理
- (2) 産業廃棄物の適正処理
- (3) 災害により発生した廃棄物の適正処理
- (4) 海岸漂着物等対策

「青森県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、総合的な海岸の環境の保全を図ります。



6 不法投棄対策の推進

- (1) 民間との協働による不法投棄対策の推進
- (2) 環境意識の共有化
- (3) 早期発見・解決のための連携と監視指導の強化
- (4) 大規模事案等への計画的な対応

行政、県民、事業者、民間団体等が環境意識の共有化を図り協働しながら、各種媒体を通じた広報啓発とキャンペーンを実施するなど、不法投棄を絶対に許さないという不法投棄撲滅の推進に向けた機運の醸成を図ります。



7 環境教育・環境学習の推進

市町村の取組

1 ごみ減量やリサイクル率向上に向けた取組の重点化

- (1) 住民への普及啓発
- (2) 雑紙（その他紙）回収の強化
- (3) 衣類回収の推進
- (4) 生ごみ減量・食品ロス削減の普及啓発



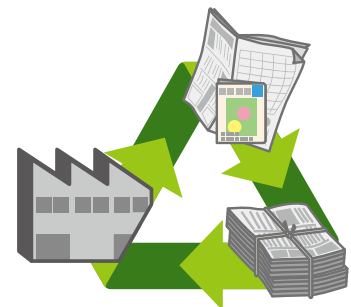
2 地域特性に対応した3Rの推進

- (1) 事業系ごみの発生抑制とリサイクルの普及・促進
- (2) ごみ処理有料化の検討
- (3) 焼却灰の再生利用の推進
- (4) 集団回収の促進



3 一般廃棄物処理の計画的な取組の推進

- (1) 数値目標を掲げた一般廃棄物処理計画の策定
- (2) 循環型社会形成推進地域計画の策定
- (3) 施設整備の検討



4 環境教育・環境学習の推進



ごみ減量やリサイクル推進のために私たちにできること



家庭での3Rの取組

発生抑制 (リデュース)

- マイバッグを持参し、レジ袋は辞退します。
- 過剰な包装は辞退します。
- 食材の使いきり、料理の食べきりにより食品ロスをなくします。
- 生ごみは、コンポストを利用し堆肥化して活用するか、水切りを徹底します。



再使用 (リユース)

- フリーマーケットやリサイクルショップなどを積極的に活用します。
- リターナブル容器を使用します。



再生利用 (リサイクル)

- ごみを出すときは、市町村のルールに従ってきちんと分別して出します。
- PTA、町内会等の団体が地域ぐるみで行う資源ごみの回収（集団回収活動）やスーパー、家電販売店などの店頭回収を上手に利用します。
- 家電製品や小型電子機器等をリサイクルします。



事業所での3Rの取組

発生抑制 (リデュース)

- 製品の長寿命化・省資源化が図られるよう、製品の設計段階から配慮します。
- 包装材、梱包材を削減します。
- 修理や機能性向上などのサービスの提供を行います。

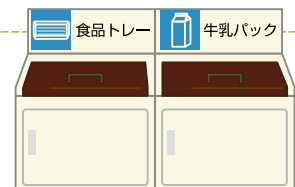


再使用 (リユース)

- 使用済製品や部品を再使用します。
- 容器包装資材などは繰り返し使用します。

再生利用 (リサイクル)

- リサイクルが容易な製品の開発・製造を行います。
- 循環資源、再生品を原材料等として使用します。
- 使用済製品の回収ボックス等を設置します。
- リサイクル製品を販売します。



◆一般廃棄物に関するお問い合わせは

青森県環境生活部環境政策課

電話 017-734-9249 (直通)

FAX 017-734-8065

E-mail kankyo@pref.aomori.lg.jp

http://www.pref.aomori.lg.jp/kankyo/econavi/

◆産業廃棄物に関するお問い合わせは

青森県環境生活部環境保全課

電話 017-734-9248 (直通)

FAX 017-734-8081

E-mail hozen@pref.aomori.lg.jp